

【札幌出入国在留管理局】収容場の参観について

令和6年6月10日に施行された出入国管理及び難民認定法第55条の15に規定する参観について、以下のとおり御案内します。

札幌出入国在留管理局では、収容場の参観を受け付けています。

1 電話による問合せ

参観を御希望の方は、参観希望日のおおむね1か月前までに担当部署まで御連絡ください。

また、参観は原則として団体単位（上限10人まで）での受付となりますが、学术研究を目的とする個人での参観を希望される方は、担当部署までお問い合わせください。

2 参観申出書及び参観希望者名簿の提出

電話での日程調整後、参観申出書及び参観希望者名簿に必要事項を記載し、メール（※）にて提出してください。

※日程調整時にメールアドレスをお伝えします。

3 結果通知

参観の可否は原則メールにてお知らせします。なお、参観許可後に、当局の業務状況により再度日程調整を行う場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

4 参観当日

(1) 以下の留意事項を遵守することについて、誓約書を事前に記入し持参してください。

留意事項

ア 職員の誘導及び指示に従うこと。

イ 参観前に写真付き身分証明書による本人確認を受けること。

ウ 参観前に手荷物を預け、金属探知機等による身体検査を受けること。

エ たばこ、ライターその他の施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある物品を持ち込まないこと。

オ カメラ、ビデオカメラ、録音機、携帯電話その他これらに類する物品を携帯し、又は使用しないこと。

カ 参観に際しては、酒気を帯びないこと。

なお、職員の指示及び留意事項に従わない場合は、参観を中止することがあります。

(2) 参観の所要時間は、おおむね1時間程度です。

(3) 18歳未満の方の参観には保護者の同意を必要とします。

【担当部署】

札幌出入国在留管理局総務課総務係

TEL: 0570-003259 (#510)

問合せ時間：午前8時30分から午後5時15分まで